

日EU・EPA交渉に関する緊急要請

日EU・EPA交渉については、5月の首脳会談において、できる限り早期の大枠合意が極めて重要であることを確認し、今後、7月の主要20カ国・地域首脳会議にあわせて首脳会談が想定されるなど、日EU・EPA交渉は、今まさに重要な局面を迎えています。

こうした中、日EU・EPAは、地方の基幹産業である農林水産業のみならず、地方の経済活動や国民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、次のことを緊急に提言します。

記

- 1 日EU・EPA交渉においては、我が国の農林水産業が再生産可能となるよう、チーズ等の乳製品や豚肉など重要品目に対する必要な国境措置を確保するとともに、交渉の内容や進捗状況、国内への影響等について、丁寧に情報提供を行うこと。
- 2 今後とも、我が国の農林水産業が持続的に発展していくことができるよう、経営の安定や生産基盤の整備をはじめ、生産性の向上と競争力の強化、多様な担い手の育成確保、輸出の促進など、力強い農林水産業・農山漁村づくりに向けた支援を強化すること。

平成29年6月21日

全 国 知 事 会

会 長 京都府知事 山 田 啓 二

農林商工常任委員会委員長 北海道知事 高 橋 はるみ